

「一審判決を乗り越え、公安警察による情報収集・保有を断罪する判決を！」

～団体署名のお願い～

大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす
「もの言う」自由を守る会

<http://monoiujiyu-ogaki.jimdofree.com/>

連絡先: 弁護士法人ぎふコラボ 西濃法律事務所
〒503-0906 岐阜県大垣市室町 2-25
Tel: 0584-81-5105 Fax: 0584-74-8613



大垣警察市民監視違憲訴訟の控訴審は、2023年12月12日に結審し、2024年5月16日に判決を迎えます。当会では、判決に向けて、皆さまからの署名を集めています。今回は“団体署名”にも取り組むこととしました。

2014年7月、大垣警察署（公安）が、勉強会を開いた地元住民2名と脱原発活動や平和運動をしていた大垣市民2人の「氏名」「学歴」「職歴」「病歴」などの個人情報、地域の様々な運動の中心的役割を担っている法律事務所に関する情報を事業者に提供していたことが発覚しました。

2015年、証拠保全手続により、シーテック社が作成していた意見交換記録「議事録」を入手しました。そこには公安警察が住民運動・市民運動を敵視していること、事業者を煽ることで事業者自身が情報収集を行い、それを警察に提供する協力者に仕立てられていくありさまが赤裸々に記載されています（「議事録」）。当事者4名が原告となって、2016年12月、岐阜県を被告に国家賠償請求訴訟を提起しました。2022年2月の岐阜地方裁判所の一審判決は、情報提供行為については警察側を厳しく断罪し、原告に損害賠償するよう岐阜県に命じました。しかし公安警察の情報収集・保有は容認してしまっています。情報提供行為に先立つあるいは提供行為に伴う情報収集とその保有が容認されるのでは、違法な情報提供行為が繰り返されることになってしまいます。原告は控訴しました。（「議事録」及び経緯は、2022年11月発行の「基本資料集」をご参照下さい）

この事件から見えてくることは、「住環境を守りたい」「おかしいことはおかしいと言いたい」「憲法上の権利を実現したい」といった当然の思いをもつすべての人々とその活動が、公安警察の監視の対象となってしまっていることです。そして収集された個人情報が、公安警察の胸先三寸で勝手に使われているということです。私たち一人一人の自由を守り、民主主義的な社会を喪わないためにも、公安警察が法的根拠もなしに市民を監視し、情報を収集し、その情報を勝手に「活用」することに歯止めをかけねばなりません。

この“団体署名”は、団体の大小を問いません。いのちや暮らしを守るための活動、権利を実現するための活動に、日々、皆さまも努力されていることと思います。そうした”集まり” “グループ”にも是非ご協力頂きたく存じます。皆さまの周囲、関係する団体・グループへのお声がけを、心からお願いいたします。

2024年2月

※ 「議事録」「基本資料集」は、「もの言う」自由を守る会HPからダウンロードできます。

※ 署名用紙はも、「もの言う」自由を守る会HPからダウンロードできます。

※ 団体署名は、FAXの他、「もの言う」自由を守る会HPからも受け付けます。「団体名」「連絡先」「一言」を明記して、HPの“お問合せフォーム”からメール送信して下さい。（事務局で、団体署名の用紙に転載します）